
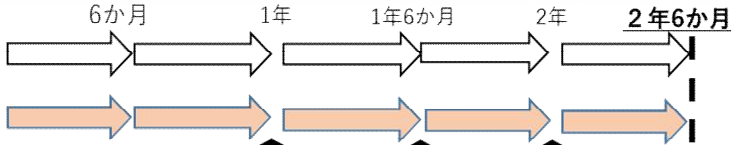


# よくある質問応答集（様式第11号関係）

質問	回答
1. 新規で許可を得た事業所ですがすべての記載が必要ですか？	許可日から令和8年5月31日までの間に決算を迎えていない法人は、年度報告（第2面～第6面）の記載は必要ありません。その場合、第1面の「（年度報告）」の部分を横線で消してください。
2. 派遣事業を廃止しましたが報告書を提出する必要がありますか？	令和8年5月31日までに事業を廃止した場合、廃止までの期間について報告の必要はありますが、6月1日現在の状況報告（第7面～第9面）は記載する必要はありません。その場合、第1面の「（6月1日現在の状況報告）」を横線で消してください。
3. 第3面、第4面の記載について、派遣が休業になり休業手当などの支払いがあった場合はどう計算しますか？	<p>「派遣料金」は『派遣先から得た派遣料金の総額』÷「派遣労働者の総労働時間」×8で計算されます。そして「派遣労働者の総労働時間」には派遣労働者の「休業の時間」や「有給休暇の時間」を含めて計算してください。</p> <p>「派遣労働者の賃金」は『労働者に支払った賃金の総額』÷「派遣労働者の総労働時間」×8で計算されます。そして「労働者に支払った賃金の総額」には「休業手当」や「有給休暇分の賃金」を含みます。また「派遣労働者の総労働時間」には「休業の時間」や「有給休暇の時間」も含みます。</p>
4. 第5面（10）マージン率等の情報提供の状況について、該当するような情報提供を行っていませんが、「実施していない」でよろしいですか？	<p>マージン率等の情報提供は、派遣法23条第5項で規定されている派遣元事業主の義務となります。そのため「実施していない」となる場合は、<b>法違反となり労働局の指導対象</b>となります。</p> <p>また、提供する方法については、「<b>常時インターネットの利用</b>により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること」と派遣元指針で示されていることから、①自社ホームページに掲載、または②人材サービス総合サイトに掲載することが必要となります。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00013.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00013.html</a></p>
5. 第2面（8）雇用安定措置（法第30条）の実績について	<p>第2号の措置（新たな派遣先の提供）のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有期雇用派遣労働者から無期雇用派遣労働者に転換し、同一の派遣先で継続することになった場合は、第3号の措置ではなく第2号措置として計上します。</li> <li>・有期雇用派遣労働者の雇用契約を更新し、引き続き同一の組織単位の業務を継続する場合、その時点においては雇用安定措置の対象外としてください。</li> </ul> <p>【労働者派遣契約、派遣元事業主と派遣労働者の労働契約がともに6か月で更新する場合】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">派遣契約</div>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※同一の組織単位の継続して就業 雇用安定措置対象者として計上しない</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※派遣先との派遣契約が終了した場合 雇用安定措置対象者（努力義務） ここで講じた1号～4号措置の実績を記載</p> </div>